

令和8年4月1日から自転車に**青切符**が適用されました

免許はなくても**ドライバー** ルールを守って責任ある運転を！



16歳以上
が対象

自転車の指導取締りの基本的な考え方

自転車の交通違反を認知した場合、**基本的には、現場での「指導警告」を行います。**ただし、交通事故の原因となったり、歩行者や他の車両にとって危険・迷惑となったりするような、**「悪質・危険な違反」**であったときは、**取締りを行います。**
指導取締りの基本的な考え方は、青切符導入後も変わりません。



交通反則通告制度とは

「反則行為^{※1}」をした16歳以上の運転者が取締りを受けると、青切符（反則行為となるべき事実の要旨等が記載された書面）が交付され、定額の反則金の納付が通告されます。通告を受けた者が反則金を納付したときは、刑事手続へ移行せず、起訴されない（いわゆる「前科」もつかない）制度をいいます。

※1 反則行為：道路交通法の違反行為のうち、信号無視や指定場所一時不停止等といった、警察官が実際に見て、明らかに違反行為を行ったと判断できるものとして定められたもの



交通反則通告制度

反則行為



青切符

反則金を納付

終結

刑事手続

重大な違反^{※2}や交通事故を起こしたとき

※2 重大な違反(非反則行為): 酒酔い運転・酒気帯び運転、妨害運転、携帯電話使用等(交通の危険)、ひき逃げ等



赤切符等

反則金を不納付

刑事手続へ

出頭・取調べ、
裁判、罰金の納付等

反則行為と反則金の一例

12,000円

●携帯電話使用等(保持)

7,000円

●遮断踏切立入り

6,000円

●信号無視 ●安全運転義務違反
●通行区分違反(逆走、歩道通行等)
●横断歩行者等妨害等

5,000円

●指定場所一時不停止等
●無灯火 ●自転車制動装置不良

3,000円

●並進禁止違反
●軽車両乗車積載制限違反(二人乗り等)

自転車運転者講習とは

自転車の運転に関し、道路における交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反行為(危険行為)を反復して行った者に対して、公安委員会が、交通の危険を防止するための講習の受講を命じる制度をいいます。
受講の命令に従わなかった者は、5万円以下の罰金に処せられます。

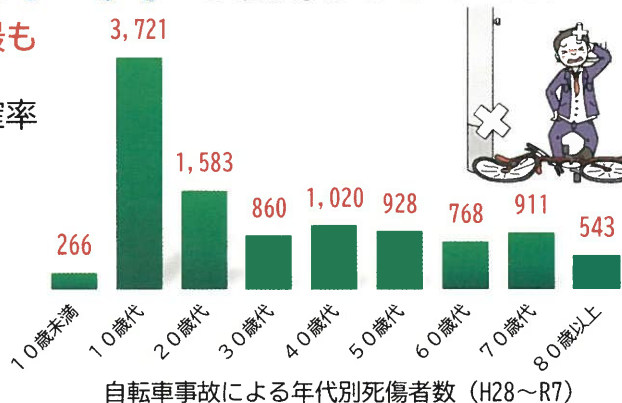
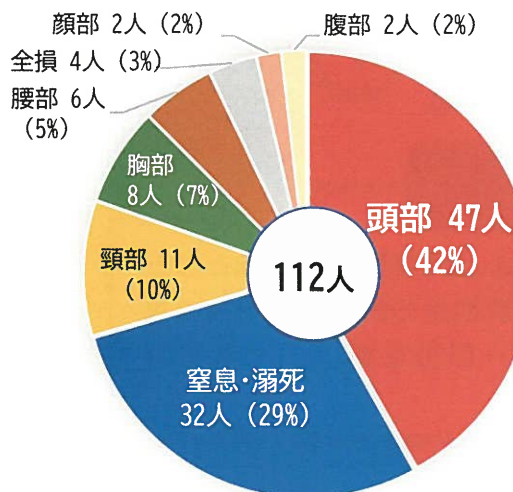
危険行為 信号無視、指定場所一時不停止等、携帯電話使用等、通行区分違反 等



自分の命を守るため、自転車用ヘルメットを着用しましょう!!

岡山県内で、自転車乗車中の交通事故による死傷者数が最も多い年代は、**中学生・高校生**を中心とした**10歳代**です。

通学等で自転車に乗る機会も多いため、交通事故に遭う確率も高くなっています。



自転車乗車中の交通事故で亡くなった方の**約4割が頭部に致命傷**を負っています。大切な命を守るために、**自転車に乗るときは、必ずヘルメットをかぶりましょう!**

※ 道路交通法では『自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない』と定められています。

自転車用ヘルメットの正しいかぶり方はこちら →

← うちゅーいとニンゲンのあんぜんごちゅーい
教室自転車と青切符篇はこちら

自転車事故による死者の主な損傷部位 (H28～R7)

岡山県警察

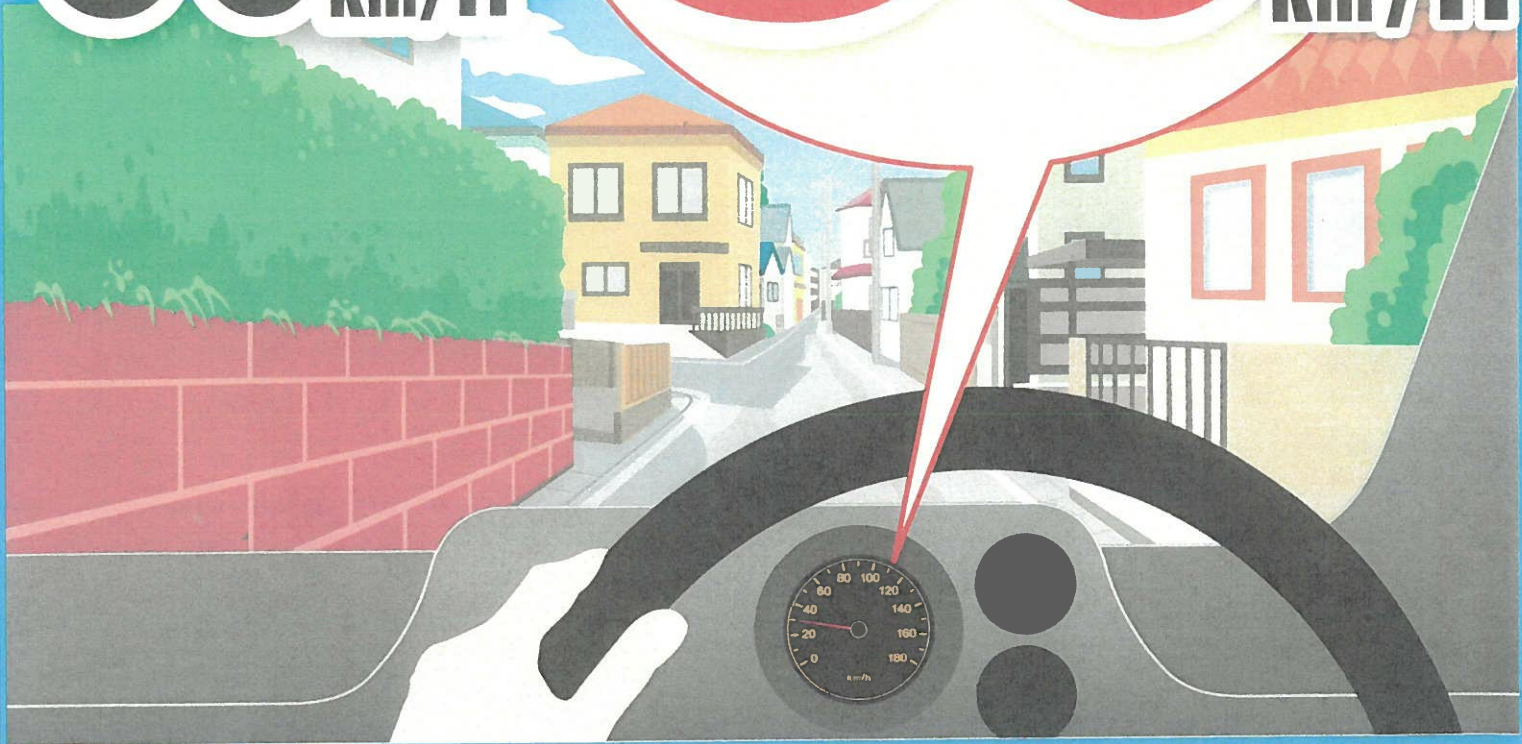


生活道路※における自動車の 法定速度が引き下げられます!!

※ここでいう「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に
利用されるような、中央線がない道路のことです。

令和8年9月1日
改正道路交通法施行令施行

60 km/h → 30 km/h



▼ 以下の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです ▼

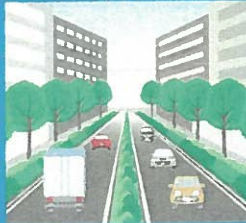
1

道路標識又は
道路標示による
中央線又は
車両通行帯が
設けられている
一般道路



2

道路の構造上又は
柵その他の工作物に
より自動車の通行が
往復の方向別に
分離されている
一般道路



3

高速自動車国道のうち、本線
車道並びにこれに接する加速
車線及び減速車線以外のもの

4

自動車専用道路



◆道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている生活道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。

◆決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考えて、安全な速度で走りましょう。